# 平成20年度から適用される個人住民税の改正について

## 町県民税における住宅借入金等特別税額控除の創設

**▶町県民税にかかる住宅ローン控除について**

平成19年の税源移譲により所得税が減少することにより、住宅ローン控除が所得税より引ききれなくなる場合があります。

この場合、所得税から引ききれない差額を平成20年度分以降の町県民税の額から控除できる制度が設けられます。

**▶対象年度**

平成20年度から平成28年度までの個人住民税

**▶対象者の条件**

平成19年分以降の所得税において住宅借入金等特別控除の適用のある方で（A）又は（B）に該当する人（平成11年から平成18年までに入居した方に限ります。）

（A）税源移譲により所得税額が減少した結果、住宅借入金等特別控除限度額が所得税よりも大きくなり、控除しきれなくなった方

（B）住宅借入金等特別控除限度額が所得税より大きく、税源移譲前でも控除しきれなかったが、税源移譲により控除しきれない額が大きくなった方

**▶申請方法**

**1　確定申告をする場合**

毎年３月15日までに確定申告書と一緒に「住宅借入金等特別税額控除申告書」を税務署に提出してください。

**2　勤務先で年末調整を受ける場合**

毎年３月15日までに「住宅借入金等特別税額控除申請書」に、勤務先から交付された源泉徴収票を添付して、１月１日現在における住所地の市町村に提出してください。

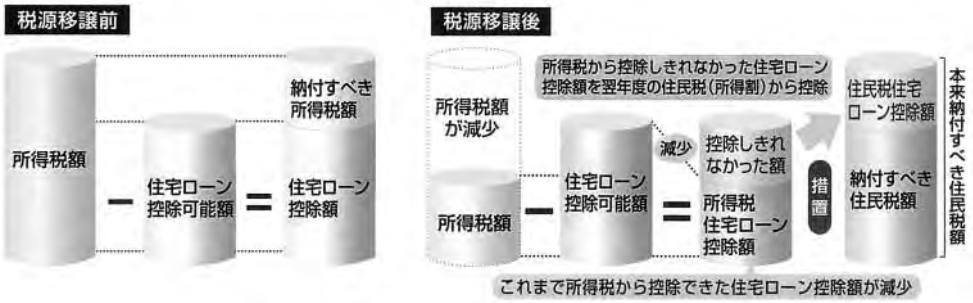


## 地震保険料控除の創設（損害保険料控除は廃止）

地震の備えに対する国民の自助努力を支援する施策の一環として、地震保険料控除が創設され、同時に火災保険を主とする従来の損害保険料控除は廃止されます。

**▶対象者**

次の（１）と（２）を満たす方。

（１）自己又は配偶者その他の親族が有している家屋で常時居住の用に供するもの、またはそれらの有する家財等を保険の目的としていること。

（２）地震や噴火を原因とする火災等によって生じた損害に対して支払われること。

**▶地震保険料控除の額**

住民税：支払った保険料の1/2（最高２万５千円）

＊地震保険を含む火災保険契約の場合は、地震保険料相当分が対象になります。

**▶長期損害保険契約がある場合の特例**

平成18年12月末までに締結した長期損害保険契約で地震保険料控除の対象にならない場合は、平成20年度以降も従来どおり適用を受けることができます。

なお、このような場合に、地震保険料控除も併せて受ける場合は、長期損害契約に関する控除額は１万円が限度となり、全体で２万５千円が限度となります。

## 老年者非課税措置の廃止（昭和15年１月２日以前に生まれた方）

平成18年度課税から老年者非課税措置（平成17年１月１日現在65歳以上の方は、前年所得が125万円以下の場合非課税となる措置）が廃止され、経過措置が設けられていましたが、平成20年度からは、経過措置がなくなり全額課税になります。

| 年　度 | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 |
|---|---|---|---|---|
| 税　額 | 非課税 | 1/3課税 | 2/3課税 | 全額課税 |

○**お問い合わせ**　町民税務課　税務グループ　内線253